

「子どもの適切なネット等活用促進事業運営業務」

企画提案募集要領

1 業務の趣旨・背景

近年、インターネットやスマホ、SNS などの普及に伴い、子どもたちを取り巻くネットの利用環境は大きく変化しており、家庭での過ごし方も、ネットを経由したゲームやコミュニケーションに多くの時間を充てるようになってきている。

子どもたちがネットや SNS 等に接する時間が増え、ネット依存や SNS をめぐるトラブルに巻き込まれることが懸念されている。

こうした現状を踏まえ、子どもたちがコミュニケーションツールやテクノロジーに振り回されることなく、これらを上手に使いこなしながら快適なコミュニケーションを図り、お互いを尊重し、自律に努めることで、自分らしく伸び伸びと生活を送れるよう環境づくりに取り組む必要がある。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

子どもの適切なネット等活用促進事業運営業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

(4) 委託金額の上限

1,400,000 円（消費税・地方消費税含む）

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

委託契約の締結については、神戸市会の議決を得て令和 8 年度予算が成立することが条件となるため、予算の承認を得られなかった場合、または委託料に変更があった場合には、提案内容の見直しについて、受注者と神戸市で協議するものとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者等により構成される共同企業体の場合は、構成員すべてが、次に掲げる条件のすべてを満たすこと。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式10号）を提出すること。

5 事業者選定スケジュール（案）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 応募書類等の配布 | 令和8年2月24日（火曜） |
| (2) 応募登録申込及び質問受付締切 | 令和8年3月9日（月曜）17時30分 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年3月23日（月曜）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年4月7日（火曜）17時30分 |
| (5) 提案審査会 | 令和8年4月中旬 |
| (6) 選定結果通知 | 令和8年4月下旬 |
| (7) 契約締結 | 令和8年5月中旬予定 |

6 応募書類の配布

- (1) 配布期間
令和8年2月24日（火曜）～令和8年4月7日（火曜）まで
- (2) 配布場所
神戸市ホームページに掲載
- (3) 配布書類
 - ①企画提案募集要領（本書）
 - ②仕様書
 - ③各種様式（様式1号～11号）

7 応募手続き等に関する事項

(1) 応募申請手続き

- ア 受付期間 令和8年2月24日（火曜）から令和8年3月9日（月曜）
17時30分まで
（代表者印押印済みの書類のスキャンデータをEメールにて提出）
- イ 提出書類 様式1号及び2号の通り
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が提出すること。
- ウ 提出先 「11 問い合わせ先」の通り

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年2月24日（火曜）から令和8年3月9日（月曜）
17時30分まで
- イ 提出方法 様式3号に記載の上、Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- ウ 回答方法 令和8年3月23日（月曜）以降に神戸市ホームページ上（下記URL参照）に掲載する予定です。
神戸市ホームページURL：
<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/r8koubo.html>
受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答しません。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年4月7日（火曜）（17時30分必着）
- イ 提出書類 ①企画提案書提出書（様式4号）
②企画提案書（参考様式5号、様式自由）
③見積書（様式自由）
④業務実績調書（様式6号）
⑤業務実施体制表（様式7号）
⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式8号）
⑦共同企業体結成届出書（様式9号）※共同企業体の場合のみ
⑧共同企業体結成同意書（様式10号）※共同企業体の場合のみ
⑨法人・団体概要がわかる資料（様式自由）
⑩その他補足資料（任意、様式自由）
- ウ 提出先 「11 問い合わせ先」の通り
※上記①～⑩をEメールにて提出すること

8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

- ア 実施時期 令和7年4月中旬に神戸市役所内にて実施予定

(※開催形式含め、応募者に別途連絡)

イ 選定方法

①提案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点(=評価点)が最も高い応募者を、受託候補者とする。

※ただし、合計点が50点未満の場合は受託候補者に選定しない。

評価項目			点数	
①	実施内容	運營業務に関する提案内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務内容を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	15点
			工程やスケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	10点
			自然体験のプログラムは業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切か	15点
			ワークショップの内容は本業務の目的達成に充分なものとなっているか	30点
②	実施体制	人員及び実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	10点
		見積金額	提案内容に対して適切な見積金額となっているか	10点
③	地域性		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか(本店10点、支店5点)	10点
合計			100点	

ウ 評価点

審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を受託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「運營業務に関する提案内容」の合計点数
- ②「人員及び実績」の点数
- ③「見積金額」の点数

(2) 選考結果の通知及び公表

令和8年4月下旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

9 契約の締結

「8(1)提案審査会」における受託候補者と契約締結の協議を行う。(最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)

契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

①企画提案書作成に関する質問回答

②仕様書

③企画提案書等

ただし、①又は②の記載と③の記載との間に齟齬がある場合、原則として①又は②の記載を優先するが、事業者提案等に記載された内容が募集要項に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が募集要項の記載に優先するものとする。

なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に受託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (6) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（参考様式11号）」を「11 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。

11 問い合わせ先

神戸市こども家庭局こども青少年課 海老原、秋吉

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 市役所 1 号館 7 階

電話：078-322-5181 FAX：078-322-6043 E-mail：kk_renkei@city.kobe.lg.jp